

議案第42号

鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県暴力団排除条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例

鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

目次

第1章～第6章 略

第6章の2 暴力団排除特別強化地域における禁止行為（第21条の2—第21条の4）

第7章～第10章 略

附則

（県の暴力団事務所に対する措置）

第7条 県は、県民の安全で平穏な生活を確保するため、暴力団事務所が開設（暴力団の活動の拠点として使用を始めることをいう。第13条、第14条、第14条の2及び第27条において同じ。）をされないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）

第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これの開設をし、又は運営（暴力団の活動の拠点として継続して使用している状態にあることをいう。以下この条、次条、第14条の2及び第27条において同じ。）をして

目次

第1章～第6章 略

第7章～第10章 略

附則

（県の暴力団事務所に対する措置）

第7条 県は、県民の安全で平穏な生活を確保するため、暴力団事務所が開設（暴力団の活動の拠点として使用を始めることをいう。第13条、第14条及び第27条において同じ。）をされないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）

第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これの開設をし、又は運営（暴力団の活動の拠点として継続して使用している状態にあることをいう。以下この条、次条及び第27条において同じ。）をしてはならない。

はならない。

(1)～(9) 略

(10) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

(11) 略

2 略

第14条 暴力団事務所は、前条第1項に規定する区域内のほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（これらの地域から前条第1項に規定する区域を除く。）においては、これの開設をし、又は運営をしてはならない。

2 略

(中止命令)

第14条の2 公安委員会は、前条第1項の規定に違反して暴力団

(1)～(9) 略

(10) 略

2 略

第14条 暴力団事務所は、前条第1項に規定する区域内のほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域（これらの地域から前条第1項に規定する区域を除く。）においては、これの開設をし、又は運営をしてはならない。

2 略

事務所の開設又は運営がされたときは、当該暴力団事務所の開設又は運営をする者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営の中止を命ずることができる。

第6章の2 暴力団排除特別強化地域における禁止行為

(暴力団排除特別強化地域)

第21条の2 暴力団の排除を特に推進する地域として、次に掲げる地域を暴力団排除特別強化地域と定める。

- (1) 鳥取市弥生町、末広温泉町、永楽温泉町、吉方温泉一丁目、栄町及び瓦町の区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる商業地域に定められた地域
- (2) 米子市角盤町二丁目、角盤町三丁目、朝日町、尾高町、西倉吉町及び東倉吉町の区域のうち、国道9号、県道米子港線、市道角盤町三丁目1号線、市道角盤町通り西線、市道尾高町通り線及び市道中町灘町橋線によって囲まれた区域並びに米子市皆生温泉三丁目の区域のうち、市道皆生温泉20号線、市道皆生温泉13号線、市道皆生温泉11号線及び市道皆生温泉14号線によって囲まれた区域

第21条の3 次の各号のいずれかに該当する営業（第1号から第6号までに掲げる営業にあっては、暴力団排除特別強化地域内において営むものに限る。以下「特定営業」という。）を営む者（以下「特定営業者」という。）は、特定営業の営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務（法第9条第5号に規定する用心棒の役務をいう。以下同じ。）の提供を受けてはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業

(2) 風適法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業

(3) 風適法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業

(4) 風適法第2条第13項に規定する接客業務受託営業

(5) 風適法第2条第13項第4号に規定する飲食店営業

(6) 風俗案内（次に掲げる行為をいう。以下この号において同じ。）を行うための施設（不特定多数の者が利用することができるものに限る。）を設け、当該施設において有償又は無償で風俗案内を行う営業

ア 第1号に該当する営業（風適法第2条第1項第1号に該

当するものに限る。)に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

(ア) 接待（風適法第2条第3項に規定する接待をいう。以下同じ。）の内容、接待を受けることのできる時間、接待に従事する者又は接待を受けるための料金に関する情報

(イ) 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先に関する情報

イ 第2号に該当する営業（風適法第2条第6項第1号若しくは第2号又は第7項第1号のいずれかに該当するものに限る。)に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

(ア) 客に接触する役務の内容、当該役務を受けることのできる時間、当該役務に従事する者又は当該役務を受けるための料金に関する情報

(イ) 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先（風適法第2条第7項第1号に該当する営業にあつては、当該営業につき広告若しくは宣伝をするときに当該営業を示すものとして使用する呼称、風適法第31条の2第1項第7号に規定する受付所の所在地又は客の依頼を受けるため

の電話番号その他の連絡先)に関する情報

(7) 風俗情報(前号ア及びイに規定する情報をいう。以下同じ。)

を掲載した書籍、雑誌その他の刊行物を発行し、又は風俗情報

をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する営業

2 特定営業者は、特定営業の営業に関し、暴力団員又は暴力団員

が指定した者に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償と

して、又はその営業を営むことが容認されることの対償として利

益の供与をしてはならない。

(暴力団員の禁止行為)

第21条の4 暴力団員は、特定営業の営業に関し、用心棒の役務

の提供をしてはならない。

2 暴力団員は、特定営業の営業に関し、特定営業者から、用心

棒の役務を提供する対償として、又はその営業を営むことを容認

する対償として利益の供与を受け、又は暴力団員が指定した者に

利益の供与を受けさせてはならない。

(調査、立入検査等)

第23条 略

(調査)

第23条 略

2 公安委員会は、第14条第1項の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反事実を明らかにするために必要な限度において、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に同項に規定する地域内の建物に立ち入り、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事実の公表)

第25条 公安委員会は、第23条第1項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 略

(事実の公表)

第25条 公安委員会は、第23条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 略

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条第1項の規定に違反して、暴力団事務所の開設をし、又は運営をした者

(2) 第14条の2の規定による命令に違反して、暴力団事務所の開設をし、又は運営をした者

(3) 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であることの情を知って、第21条の3の規定に違反した者

(4) 第21条の4の規定に違反した者

2 第23条第2項の規定による説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第1項第3号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第27条 第13条の規定に違反して、暴力団事務所の開設をし、又は運営をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年5月1日から施行する。ただし、第6章の2並びに第27条第1項第3号及び第4号並びに第3項の改正規定は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に開設をされ、又は運営をされている暴力団事務所については、改正後の鳥取県暴力団排除条例第13条第1項及び第14条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この条例の施行の際現に一の暴力団のものとして開設をされ、又は運営をされていた暴力団事務所が、この条例の施行後に他の暴力団のものとして開設をされ、又は運営をされるときは、この限りでない。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。